

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 10日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530095

研究課題名（和文） 国際倒産における債権者平等の実現

研究課題名（英文） Equal Treatment between Creditors in International Insolvency

研究代表者

芳賀 雅顯（HAGA MASAAKI）

明治大学・法学部・教授

研究者番号：30287875

研究成果の概要（和文）：

国際倒産における債権者平等を図るための手段として日本の倒産法（破産法、民事再生法および会社更生法）において認められている、弁済調整の制度に関する比較法的研究を、UNCITRAL モデル法、EU 倒産規則、ドイツ法、イングランド法、アメリカ合衆国連邦倒産法、およびカナダ法を具体的な比較対象として行った。その際、特に検討を行ったのは、外国倒産手続である特定の債権者が日本の倒産手続よりも多くの配当を得た場合に、日本の裁判所で不当利得返還請求を行うことの可否である。

研究成果の概要（英文）：

In this project, I have studied the so-called “Hotch-Pot” rule in Japanese Insolvency-related Laws (Bankruptcy Law, Civil Rehabilitation Law and Corporate Reorganization Law), in comparison with foreign legal systems including UNCITRAL Model Law, EU Insolvency-Regulation, German Law, England law, American Law and Canadian Law. One of the main topic is whether the Creditor who had more dividend in foreign insolvency proceeding than in Japanese proceeding may be sued on the basis of unjustified enrichment.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2010年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2011年度 | 600,000 | 180,000 | 780,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,200,000 | 660,000 | 2,860,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：国際倒産

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、国際倒産における債権者平等を図るための手段である「弁済調整の制度（いわゆるホッチ・ポット・ルール：“Hotch-Pot” rule）」の比較法的検討を試みる

ものである。

(2) 弁済調整の制度とは、つぎのようなものである。同一債務者につき複数の国で倒産手続が開始した場合に、ある債権者がある

国（A国）の倒産手続で配当を受けたときには、その債権者は、別の国（B国）の倒産手続ではA国の配当を上回る場合にのみ、配当を受けることができるという制度である。この制度によって、複数の国の倒産手続で配当を受ける債権者とそうでない債権者との間での債権回収における不平等を回避することを目指すものである。

（3） この制度は、近年の我が国の倒産法改正によって、はじめて倒産諸法に取り入れられたものである（破産法201条4項、民事再生法89条2項、会社更生法137条2項）。

（4） しかし、この弁済調整制度は、我が国の倒産法制においては議論の蓄積がないため、外国での議論を参考に我が国の解釈論を構築する必要がある。その理由は、我が国の国際倒産に対するスタンスが伝統的に倒産属地主義の立場であったことにある。すなわち、我が国で開始した倒産手続は外国に効力を拡張せず、また、外国で開始した倒産手続の効力も我が国では認めないという立場を採用していた。

この点に関する明文規定として、大正11年制定の旧破産法3条は、破産手続の対外的効力および対内的効力の双方を否定していた。また同時期に制定された旧和議法11条、また昭和27年に制定された会社更生法4条も同様の規定を置いていた。

他方、属地主義を採っていた判例として、たとえば、東京高決昭和34年1月12日下民集10巻1号1頁は、ハワイで下された破産免責を日本で承認することを否定した。また、大阪地判昭和58年9月30日判タ516号139頁は、香港で破産宣告を受けた者に対して日本で貸金返還請求訴訟を提起しても、被告適格を失わないとした。さらに、大阪地判平成7年5月23日判タ886号196頁は、アメリカで倒産手続が開始したカリフォルニア州法人に対して日本で損害賠償請求訴訟を提起しても、この者は被告適格を失わないとした。

（5） このような基本姿勢は、100年近く前の当時の日本を取り巻く国際社会状況からすれば、むしろ当然であったともいえる。すなわち、そもそも国際的な企業活動が活発ではないため、国際倒産が問題となる状況が発生しにくかったといえること、運送・通信手段が未発達のため、外国での倒産手続に日本の関係者が参加するには非常に時間と手間を要すること（日本の倒産手続に外国の関係者が参加する場合も同様である）から、倒産手続を可及的に迅速に処理するためには、倒産手続の対象から渉外的な事案を外すと

いう政策は、当時としては現実的な選択であったといえる。

（6） しかし、時代の変化とともに国際倒産をめぐる状況も変貌を遂げていくことになる。とりわけ企業の国際的活動が活発になるにつれて、倒産手続属地主義の弊害が顕著となり倒産法の国際化が急務となった。たとえば、我が国で開始した倒産手続によって、債権者は倒産債務者の国内財産に対する権利行使は制限を受けるが、倒産債務者の在外財産に対しては、属地主義の下では権利行使が可能になる（神戸で会社更生手続が開始した海運会社所有の船舶がカナダで差し押さえられた事件につき、カナダの裁判所は、日本は属地主義を採用していることから差押を適法とした。Orient Leasing Co.Ltd. v. The Ship Kosei Maru, 94 D.L.R.(3rd), 658 (1978).)。

このような結果が頻繁に発生するような法状況は、債権者間に不平等をもたらすことになる。すなわち、債務者の財政状況につき詳細な情報を有し、また外国での権利実現を可能にする人的・財政的基盤を有している債権者（たとえば、巨大金融機関）は、外国にある債務者の財産から優先的に債権回収が図られるのに対し、そのような基盤のない債権者（たとえば、労働者）は国内倒産手続での債権回収に甘んじなければならなかった。

（7） 学説は、次第に倒産属地主義に対して批判を強め、解釈によって属地主義を限定することを試みる見解が有力に唱えられ、あるいは立法論を展開する研究グループ（一橋大学案）も現れた。

裁判所も、属地主義を緩和する判例を下すものが現れるようになった。たとえば、東京高決昭和56年1月30日判例時報994号53頁は、スイスで破産手続が開始した会社の管財人が、日本に所在する債務者の財産を保全する実体法・手続法上の権利行使を行うことを認めた。また、東京地判平成3年9月26日判時1422号128頁は、ノルウェーの破産手続で選任された破産管財人が、破産財団に属する株式に基づいて、日本の株主総会の決議取消訴訟を提起した事案で、この管財人の原告適格を認めた。

（8） 以上に概観したように学説および判例によって属地主義を制限する議論展開が近時なされてきたが、明文の規定が倒産属地主義を唱えていたことから、解釈による解決にも限界があり、立法的な決着が望まれていた。

また、国際的にも国際倒産に関する立法が続いていた。たとえば、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）は、1997年に国際

倒産に関するモデル法を採択した。また、EUは、2000年に国際倒産に関する規則(Regulation)を定め、この規則は2002年5月31日から発効した。アメリカ合衆国では、2005年にThe Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005が成立し、連邦倒産法にUNCITRALモデル法に準拠した15章が新たに加わることで国際倒産に新たな規律がもたらされた。カナダは連邦法である、破産倒産法(Bankruptcy and Insolvency Act: BIA)および会社債権者議法(Companies' Creditors Arrangement Act: CCAA)が1997年および2005年に改正され、モデル法に準拠した枠組みを用いている。

(9) このような状況の下、日本の倒産法制もUNCITRALモデル法に準拠し国際化に対応した倒産諸法へと変貌を遂げた(破産法、民事再生法、会社更生法、および外国倒産手続の承認援助に関する法律)。

このように倒産属地主義を伝統的に採用していた我が国の倒産法システムにおいて、近時、方向転換がなされ、倒産普及主義を前提とする弁済調整の制度が我が国の倒産諸法に取り入れられたことになる。しかし、解釈論を展開するバックボーンが我が国にないことから、解釈論上の問題を解決するための手掛かりを外国の法制度に求めることになる。

しかし、この点に関して比較法的検討を行った議論は、これまで、ほとんどなされていなかったといえる。

2. 研究の目的

以上のような状況の下、本研究は、弁済調整に関する我が国の倒産法(破産法201条4項、民事再生法89条2項、会社更生法137条2項)についての解釈論を、比較法を基にして検討するものである。

前述のように、長い間、我が国の倒産法制は倒産属地主義の下で立法がなされ、解釈論が展開されていた。しかし、近時の倒産法制の改正により、普及主義を前提とした立法がなされた。

我が国では弁済調整に関する制度は、この最近の立法作業によってはじめて導入されたため、議論の蓄積はない。したがって、議論の蓄積のある外国の立法を参考に、弁済調整に関する規定の解釈論を検討していくことが求められる。

3. 研究の方法

(1) 国際倒産における弁済調整の制度は、イングランドにおける判例(1764年の

Solomons v. Ross 事件)を淵源にし、発達してきた制度とされる(Smart, Cross-Border Insolvency, 271 (2nd ed. 1998))。そして、イングランドに留まらず、EU倒産規則20条やUNCITRALモデル法32条にこのルールが反映され、アメリカ合衆国連邦倒産法といった各国の立法に影響を及ぼした。そこで、本研究は、各国でのこの制度に関する歴史的経緯を含めた比較法的研究を行うことで日本法の検討を試みることにした。

また、文献による外国制度の情報収集だけでなく、外国研究者とのインタビューを行い、外国における当該ルールの評価を研究者から直接聞く機会を設けることにした。

(2) まず、弁済調整ルールの先駆的役割を果たしたイングランドにおける判例・学説の展開を、前述のSolomons v. Ross事件(1764年)にまで遡って検討を行うこととし、イングランド法の判例・学説に関する文献収集を行うことにした。

(3) また、EU倒産規則20条は弁済調整について規定している。EUは2000年に倒産規則(Regulation No. 1346/2000/EC on Insolvency Proceedings)をまとめ上げたが(2002年施行)、この倒産規則が成立するまでには、長年の議論があった。すなわち、1963年に破産手続に関する作業部会が設置され、1970年に準備草案を公表した。その後、英国がECに加盟したことから、再度、草案が検討し直され、1980年に別個の草案(Draft of a Convention on Bankruptcy, Winding-Up, Arrangements, Compositions and Similar Proceedings)が公表された。その後、1984年に修正案、1990年にイスタンブール条約、1992年のEC破産条約草案(第一草案)、1994年の同第二草案と、現在の形になるまでには変遷があった。

そこで、これら諸草案において、弁済調整がどのような位置づけを与えられていたのか、分析・検討を試みることにした。

しかし、この研究において以下の点に注意する必要がある。すなわち、手続法に関するルールは技術的性格が強いことから、各国の地域的特性が色濃く反映される実体法と比較して、外国の解釈論を導入する素地が認められやすいといえる。しかし、地理的に近接する地域だけを対象とするEU倒産規則の立場は、日本と事情を異にするため、EU倒産規則のルールを日本法に導入することには、慎重さが必要となる。

(4) UNCITRALモデル法は32条に弁済調整に関する規定を置いている。UNCITRALがモデル法を作成する契機とな

ったのは1992年のニューヨークでのシンポジウムであったとされる。それからわずか5年を経た1997年5月の第30回総会でモデル法は採択された。EU 国際倒産規則はこのモデル法に大きな影響を与えたとされていることから、弁済調整に関するルールがどのような影響をEU倒産規則から受けたのか検討する必要がある。

(5) アメリカ合衆国連邦倒産法は、合衆国憲法1条8項4号によって、1898年に連邦法として制定された。その後、1962年の改正法により、65条(d)は弁済調整に関するルールを定めた。また、2005年には、UNCITRALモデル法に準拠した第15章を新たに設けた(The Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005)。そこで、本研究では、1962年および2005年の改正に関する立法資料の検討、および学説・判例の展開についての分析・検討を行うこととした。

(6) 以上を踏まえて日本法の解釈を行うこととした。

4. 研究成果

(1) 論説

国際倒産における債権者平等を検討するに際して、まず、「債権者間の不平等」が正面から認められる分野を検討する必要があると考えた。そこで、「国際倒産における担保権」について検討を試み、後掲の明治大学法科大学院論集で、論文を公刊した(後掲①)。その中では、手続は法廷地法によるの原則、担保物権の準拠法決定、外国での担保権の実行と弁済調整の関係、相殺権や否認権との関係について検討した。

また、今年度中に、本研究の中心となる弁済調整に関する歴史的・比較法的研究を明治大学法学部の機関誌である法律論叢誌上において公にする予定でいる。

(2) 現在進行中のEU倒産規則の改正作業

現在、EU倒産規則の改正作業が開始している。2012年6月に、ハイデルベルク大学ヘス教授(Prof. Dr. Hess)、同大学プファイファー教授(Prof. Dr. Pfeiffer)、同大学ピーケンブロック教授(Prof. Dr. Piekenbrock)およびウィーン大学オーバーハマー教授(Prof. Dr. Oberhammer)から連名でメールが送られ、ヨーロッパ委員会が倒産規則の改正を検討しており、意見集約を行いたいとして、筆者を含む各国の国際手続訴訟法研究者や実務家に質問票が送付されてきた。ヘス教授からのメールによると、2012年秋には

ヨーロッパ委員会に報告書を提出するとしている。

ヘス教授は、ブリュッセル規則(I)の改正レポート(ハイデルベルク・レポート: Hess/Pfeiffer/Schlösser, The Brussels I Regulation 44/2001, 2008)も提出しており(ただし、今回のメンバーとは一部異なる)、今回の報告書も影響力が大きいと考えられる。

この報告書は、我が国にとっても有益と考えられ、その内容の紹介を今秋以降行いたいと考えている。

(3) 外国人研究者との交流

2011年8月にハイデルベルク大学で国際訴訟法学会が開催された。

その際、ドイツでの国際倒産法の権威である、レーゲンスブルク大学ペーター・ゴットヴァルト教授と会合を持ち、EU倒産規則およびドイツ国際倒産法について質問を行った。また、ドイツ・パッサウ大学のヴォルフガング・ハウ教授およびスペイン・バレンシア大学のカルロス・エスプルゲス・モタ教授と、日本での講演を行うことについて話し合いを持った。

ハウ教授は2012年1月11日に、ドイツの民事手続法制の改正動向とその評価について、明治大学大学院法学研究科で報告を行ってもらい、その報告原稿は後掲の法律論叢誌上で公刊することになっている(後掲②)。

また、モタ教授は2012年3月9日に、EUにおける涉外民事紛争の処理をめぐる新たな方向性について、明治大学大学院法学研究科で報告を行ってもらい、その報告原稿は後掲の法律論叢誌上で公刊することになっている(後掲③)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 芳賀雅顯「国際倒産における担保権」明治大学法科大学院論集7号351頁～378頁(2010年2月)
- ② ヴォルフガング・ハウ(芳賀雅顯訳)「ドイツ民事訴訟法の継続的發展に向けた努力」明治大学法律論叢85巻1号489頁～501頁(2012年7月刊行)。
- ③ カルロス・エスプルゲス・モタ(芳賀雅顯訳)「ヨーロッパにおける国境を越えた紛争に対する新しいトレンド」明治大学法律論叢85巻1号503頁～524頁(2012年7月刊行)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

芳賀 雅顯 (HAGA MASA AKI)

明治大学・法学部・教授

研究者番号：30287875